



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課） 1

公 告

- 予算の公表（財政課） 1
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課） 1
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 2

告 示

沖縄県告示第242号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北谷町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年4月11日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 公共測量を実施する地域 北谷町美浜三丁目、字伊平及び字浜川地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年4月24日から同年11月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成29年3月29日県議会の議決を経た平成29年度沖縄県一般会計予算、平成29年度沖縄県特別会計予算及び平成29年度沖縄県企業会計予算の要領を別冊のとおり公表する。

平成29年4月11日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宮古島市から送付のあった宮古都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年4月11日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 都市計画の名称 5・5・宮1号カママ嶺公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宮古島市から送付のあった宮古都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年 4月11日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 都市計画の名称 1号宮古清掃施設組合ごみ焼却場
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年 4月11日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年 6月 1日 沖縄県指令土第485号、平成29年 3月23日 沖縄県指令土第239号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字高安255番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字高安46番地 座安豊武
- 5 検査済証番号 平成29年 3月30日 第4356号
- 6 工事完了年月日 平成29年 3月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年 4月11日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年 6月14日 沖縄県指令土第437号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長浜原837番23
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里当蔵町 1丁目15番地ネクステージ当蔵102 上江洲秀子
- 5 検査済証番号 平成29年 3月30日 第4357号
- 6 工事完了年月日 平成29年 3月18日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地 4
---	---



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成29年度沖縄県一般会計予算、平成29年度沖縄県特別会計予算及び平成29年度沖縄県企業会計予算の要領

平成29年度沖繩県一般会計予算

平成29年度沖繩県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ735,443,000千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができず、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 県	税		119,051,000 千円
		1 県民税	40,674,000
		2 事業税	24,947,000
		3 地方消費税	24,112,000
		4 不動産取得税	3,825,000
		5 県たばこ税	1,830,000
		6 ゴルフ場利用税	765,000
		7 自動車取得税	951,000
		8 軽油引取税	7,222,000
		9 自動車税	13,666,000
		10 鉱区税	7,000
		11 狩猟税	1,000
		12 石油価格調整税	1,023,000
		13 産業廃棄物税	28,000
2 地方消費税清算金			43,649,860
3 地方譲与税			43,649,860
		1 地方消費税清算金	20,602,777
		1 地方法人特別譲与税	19,851,000
		2 地方揮発油譲与税	575,055
		3 石油ガス譲与税	24,000
		4 航空機燃料譲与税	152,722
4 市町村たばこ税県交付金			199,324
		1 市町村たばこ税県交付金	199,324
5 地方特例交付金			303,000
		1 地方特例交付金	303,000
6 地方交付税			206,550,000
		1 地方交付税	206,550,000
7 交通安全対策特別交付金			356,900
		1 交通安全対策特別交付金	356,900

款	項	金 額
8 分担金及び負担金		748,241 千円
	1 分担金	77,708
	2 負担金	670,533
9 使用料及び手数料		15,177,946
	1 使用料	12,630,828
	2 手数料	304,373
	3 証紙収入	2,242,745
10 国庫支出金		208,443,281
	1 国庫負担金	44,005,604
	2 国庫補助金	163,191,480
	3 委託金	1,246,197
11 財産収入		2,586,818
	1 財産運用収入	1,524,116
	2 財産売却収入	1,062,702
12 寄附金		27,479
	1 寄附金	27,479
13 繰入金		30,237,126
	1 特別会計繰入金	41,171
	2 基金繰入金	30,195,955
14 繰越金		1
	1 繰越金	1
15 諸収入		31,197,347
	1 延滞金、加算金及び過料	331,516
	2 県預金利子	34,324
	3 公営企業貸付金元利収入	207,000
	4 貸付金元利収入	13,214,970
	5 受託事業収入	5,315,909
	6 収益事業収入	4,613,019
	7 利子割精算金収入	247
	8 雑収入	7,480,362
16 果債		56,311,900
	1 果債	56,311,900
歳入合計		735,443,000

歳出	款	項	金 額
1 議会	議会費	1 議会費	1,356,638 千円
2 総務	総務費	1 総務管理費 2 企画費 3 徴税費 4 市町村振興費 5 選挙費 6 防災費 7 統計調査費 8 人事委員会費 9 監査委員費	1,356,638 65,987,129 16,529,522 11,934,362 4,736,842 28,312,271 45,615 3,509,770 549,709 176,636 192,402
3 民生	民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 生活保護費 4 災害救助費	113,117,823 69,338,000 34,496,858 9,219,973
4 衛生	衛生費	1 公衆衛生費 2 環境衛生費 3 環境保全費 4 保健所費 5 医薬費 6 保健衛生費	34,963,274 14,934,432 2,925,628 2,051,167 2,037,253 7,024,657 5,990,137
5 労働	労働費	1 労働政費 2 職業訓練費 3 労働委員会費	3,885,503 2,240,280 1,511,146 134,077

款	項	金額
6 農林水産業費		56,304,467 千円
	1 農業費	20,318,154
	2 畜産業費	5,234,342
	3 農地費	21,390,458
	4 林業費	1,982,892
7 商工費	5 水産業費	7,378,621
		37,943,816
	1 商業費	7,125,652
	2 工鉱業費	22,032,625
	3 観光費	8,785,539
8 土木費		96,595,941
	1 土木管理費	18,144,491
	2 道路橋りょう費	29,392,199
	3 河川海岸費	6,609,447
	4 港湾費	11,872,990
	5 都市計画費	17,557,955
	6 住宅費	6,850,748
7 空港費	6,168,111	
9 警察費		33,668,809
	1 警察管理費	31,004,673
10 教育費	2 警察活動費	2,664,136
		163,605,039
	1 教育総務費	16,570,435
	2 小学校費	49,980,320
	3 中学校費	30,550,477
	4 高等学校費	43,632,121
	5 特別支援学校費	15,623,034
	6 社会教育費	3,449,267
7 保健体育費	1,179,400	
8 大卒	2,619,985	

款	項	金額
11 災害復旧費		3,454,175 千円
	1 農林水産施設災害復旧費	1,975,340
	2 土木施設災害復旧費	1,412,511
12 公債費	3 教育施設災害復旧費	66,324
	1 公債費	75,008,732
13 諸支出金		75,008,732
		49,351,654
	1 ゴルフ場利用税交付金	538,131
	2 自動車取得税交付金	632,546
	3 公営企業費	624,505
	4 財政調整基金積立金	15,814
	5 果有施設整備基金積立金	1,084,822
	6 利子割交付金	79,364
	7 配当割交付金	195,324
	8 株式等譲渡所得割交付金	154,192
	9 利子割精算金	1,750
	10 退職手当基金積立金	5,719
	11 減債基金積立金	26,700
	12 地域振興基金積立金	416
	13 地方消費税交付金	21,943,118
14 地方消費税清算金	24,044,922	
15 特別会計等繰出金	4,331	
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		735,443,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
電子自治体推進事業費	平成30年度から平成34年度まで	483,927
公共関係与事業推進費	平成30年度	1,557,060
医学臨床研修事業費	平成30年度から平成31年度まで	医学臨床研修プログラム経費に 関する沖縄県とハワイ大学との 契約額115,925千円に為替相場の 変動に伴う額を加えた額を限度 とする。
管理栄養士養成課程設置補助事業	平成30年度	300,000
農業近代化資金等利子補給金	平成30年度から平成44年度まで	31,904
経営体育成資金融通等利子補給金	平成30年度から平成36年度まで	1,362
平成29年度に沖縄県農業協同組合及び全国農地保有合理化協会が沖縄県農業振興公社に融資したことによつて損害を受けた場合の損失補償	平成29年度から平成39年度まで	沖縄県農業振興公社が事業を行 うため金融機関等から資金を借 り入れた場合の総額257,963千 円に約定利息と損失が生じた場 合の損失額及びその利息を加え た額を限度とする。
含蜜糖振興対策事業費	平成30年度から平成31年度まで	2,718,132
漁業近代化資金利子補給金	平成30年度から平成49年度まで	14,942
漁業災害対策特別資金利子助成金	平成30年度から平成35年度まで	1,045
機械類貸与事業損失補償	平成30年度から平成41年度まで	53,200

事 項	期 間	限 度 額
県制度融資損失補償	平成29年度から平成48年度まで	243,626
航空機整備基地整備事業	平成30年度	254,027
沖縄 I T 津梁パーク企業集積施設整備事業	平成30年度から平成45年度まで	1,140,272
雇用対策推進費	平成30年度	421,329
公共職業能力開発事業費	平成30年度	81,562
技能向上普及対策費	平成30年度	468,687
職業能力開発校整備費	平成30年度	684,661
旭橋再開発地区観光施設設置事業	平成30年度	39,600
大型 M I C E 受入環境整備事業	平成30年度から平成32年度まで	49,945,576
大型 M I C E 受入体制強化事業	平成30年度から平成43年度まで	2,322,182
沖縄振興交付金(道路街路課) (石垣空港線橋梁整備工事(下部工))	平成30年度	120,000
沖縄振興交付金(道路街路課) (石垣空港線橋梁整備工事(上部工))	平成30年度から平成31年度まで	600,000
沖縄振興公共投資交付金事業費 (那覇内環状線)	平成30年度から平成31年度まで	334,265
道路防災保全事業	平成30年度	250,000
社会資本整備総合交付金(河川)	平成30年度から平成31年度まで	183,734
那覇港開発推進費	平成30年度	1,207,831

事 項	期 間	限 度 額
港 灣 改 修 費	平成30年度	344,543
都 市 モ ノ レ ヨ ル 建 設 推 進 費	平成30年度	5,378,000
公 営 住 宅 建 設 費	平成30年度から 平成31年度まで	1,239,260
空 港 管 理 運 営 費	平成30年度	178,200
公 共 離 島 空 港 整 備 事 業 費	平成30年度	642,848
県 単 離 島 空 港 整 備 事 業 費	平成30年度	390,116
企 画 管 理 費 (教 育 情 報 化 推 進 事 業)	平成30年度から 平成34年度まで	123,835
人 材 育 成 推 進 費 (県 外 進 学 大 学 生 支 援 事 業)	平成30年度から 平成35年度まで	87,360
教 育 用 コ ン ピ ュ ー タ 整 備 事 業 費 (高 等 学 校 ・ 特 別 支 援 学 校)	平成30年度から 平成34年度まで	871,416
学 校 建 設 費 (高 等 学 校)	平成30年度	470,460
施 設 整 備 費 (特 別 支 援 学 校)	平成30年度	120,131
沖 縄 振 興 「 知 の 拠 点 」 施 設 整 備 事 業 (公 有 財 産 取 得)	平成30年度	2,270,834
沖 縄 振 興 「 知 の 拠 点 」 施 設 整 備 事 業 (委 託 、 工 事 、 備 品)	平成30年度	139,170
警 務 管 理 費	平成30年度から 平成34年度まで	143,644
情 報 管 理 費	平成30年度から 平成34年度まで	131,727
通 信 指 令 活 動 費	平成30年度から 平成34年度まで	1,754,934

事 項	期 間	限 度 額
生 活 安 全 活 動 費	平成30年度から 平成34年度まで	276,651
暴 力 団 対 策 費	平成30年度から 平成34年度まで	98,235
交 通 指 導 取 締 費	平成30年度から 平成34年度まで	232,751

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
災害対策拠点整備事業	166,200	(借入方法) (借入方法) 証書借入又 は証券発行 による。 発行価格が 額面金額を 下回るとき は、その差 行差額をう めるため必 要な金額を これに加算 した金額と することができる。	年5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	償還期間は、据置期間 を含め30年以内とする。 償還方法は、元均等、 元金均等による。 ただし、財政の都合に より、据置期間中であつ ても繰上償還し、償還 年限を変更し、又は借 り換えることができる。
庁舎整備事業等	4,200			
公営バスターミナル整備事業	14,105,200			
那覇バスターミナル整備事業	90,900			
動物愛護センター施設等整備事業	8,200			
公共関係事業推進費	928,100			
沖縄振興特別推進交付金事業	3,300,700			
老人福祉施設整備事業	562,500			
社会福祉施設整備事業	191,400			
児童福祉施設等整備事業	267,900			
農業研究センター名護支所 施設整備事業	821,500			
家畜衛生試験場移転整備事業	48,300			
中央畜産保健衛生所 移転整備事業	29,400			
国際物流拠点産業集積地域 うるま地区対策事業	18,100			
工業技術センター保全整備費	19,100	(借入時期) 平成29年度、 ただし、事 業その他の 都合により、 その一部又 は全部を後 年度に繰り 延べて起債 することができる。		
総合就業支援拠点機能強化事業	41,800			
雇用開発推進事業費	17,700			
具志川職業能力開発校本館建替事業	173,300			
県営住宅建設事業	1,539,800			
県単道路整備事業	136,200			
県単河川等整備事業	1,253,100			
県単離島空港整備事業	304,600			
高等学校施設整備事業	2,011,600			
特別支援学校施設整備費	267,600			
中学校施設整備事業	77,100			
社会教育施設整備事業	393,900			
警察庁舎等施設整備事業	310,400			
交通安全施設整備事業	289,400			
災害復旧事業	833,700			
臨時財政対策債	28,100,000			
合計	56,311,900			

平成29年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

平成29年度沖縄県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,327千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によ
る。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 繰入金	金	1 一般会計繰入金	234 千円
2 繰越金	金	1 繰越金	43,671
3 諸収入	入	1 貸付金元利収入	7,422
		2 雑入	6,954
	歳入	合計	468
			51,327

歳出	款	項	金額
1 農林水産業費	費		44,373 千円
		1 農業費	44,373
2 公債費	費		4,636
		1 公債費	4,636
3 繰出金	金		2,318
		1 繰出金	2,318
	歳出	合計	51,327

平成29年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成29年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ245,676千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1 繰越	金		17,094 千円
		1 繰越金	17,094
2 諸収	入		228,582
		1 貸付金元利収入	228,582
歳 入		合 計	245,676
歳 出		項 目	金 額
1 商工	費		17,094 千円
		1 商業費	17,094
2 公債	費		228,582
		1 公債費	228,582
歳 出		合 計	245,676

平成29年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

平成29年度沖縄県中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ400,163千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項	金 額
1 繰越	金	1 繰越	75,410 千円
		金	75,410
2 諸収	入	1 貸付金元利収入	324,753
		歳入合計	400,163
歳 出			
1 中小企業振興費	費	1 中小企業振興費	400,163 千円
		歳出合計	400,163

平成29年度沖縄県下地島空港特別会計予算

平成29年度沖縄県下地島空港特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ448,694千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 使用料及び手数料			8,059 千円
	1 使	用 料	8,059
2 財 産 収 入			3,208
	1 財 産 運 用 収 入		3,206
	2 財 産 売 払 収 入		2
3 繰 入 金			412,375
	1 一 般 会 計 繰 入 金		412,375
4 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
5 諸 収 入			251
	1 雑 入		251
6 県 債			24,800
	1 県 債		24,800
歳 入 合 計			448,694
歳 出			
	款	項	金 額
1 土 木 費			448,694 千円
	1 空 港 費		448,694
歳 出 合 計			448,694

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
下地島空港建設事業費	平成30年度	198,375 千円

第 3 表 地 方 債				
起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下地島空港整備事業	千円 24,800	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ。 (借入時期) 平成29年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	24,800			

平成29年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成29年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ247,017千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1 繰 入	金	金	26,203 千円
		1 一 般 会 計 繰 入 金	26,203
2 繰 越	金	金	68,036
		1 繰 越 金	68,036
3 諸 収 入	入	金	104,978
		1 貸 付 金 元 利 収 入	102,401
4 県 債	債	2 雑 入	2,577
		1 県 債	47,800
歳 入 合 計			247,017
歳 出		項 目	金 額
1 民 生 費	費	金	247,017 千円
		1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	247,017
歳 出 合 計			247,017

第 2 表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	千円 47,800	証書借入	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に定めるところによる。
合 計	47,800			

平成29年度沖繩県下水道事業特別会計予算

平成29年度沖繩県下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,872,887千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	分 担 金 及 び 負 担 金		5,745,146 千円
	1	負 担 金	5,745,146
2	使 用 料 及 び 手 数 料		678
	1	使 用 料	678
3	国 庫 支 出 金		4,398,844
	1	国 庫 補 助 金	4,398,844
4	財 産 収 入		97,913
	1	財 産 運 用 収 入	1,016
	2	財 産 売 払 収 入	96,897
5	繰 入 金		966,844
	1	一 般 会 計 繰 入 金	966,844
6	繰 越 金		748,125
	1	繰 越 金	748,125
7	諸 収 入		137
	1	雑 収 入	137
8	県 債		915,200
	1	県 債	915,200
歳 入 合 計			12,872,887
歳 出		項 目	金 額
1	土 木 費		11,471,712 千円
	1	都 市 計 画 費	11,471,712
2	公 債 費		1,386,175
	1	公 債 費	1,386,175
3	予 備 費		15,000
	1	予 備 費	15,000
歳 出 合 計			12,872,887

第2表 債務負担行為

事項	項目	期間	限度額
中部流域	下水道建設費	平成30年度	1,008,000
中城湾流域	下水道建設費	平成30年度	336,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 915,200	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ。 (借入時期) 平成29年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	915,200			

平成29年度沖繩県所有者不明土地管理特別会計予算

平成29年度沖繩県所有者不明土地管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ312,728千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項	金 額
款	支 出 金		千円
1 国 庫	1 委 託	金	160,551
2 財 産	1 財 産 運 用 収 入		19,555
3 繰 越	1 繰 越	金	132,542
4 諸 収 入	1 雑 入		80
	歳 入 合 計		312,728
歳 出		項	金 額
款			千円
1 土 地 管 理 業 務 費	1 土 地 管 理 業 務 費		192,383
2 予 備 費	1 予 備 費		120,345
	歳 出 合 計		312,728

平成29年度沖繩県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成29年度沖繩県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,932千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	繰越金		36,090 千円
2	収入	1 繰越金	36,090
		1 県預金利子	135
		2 貸付金元利収入	14,621
		3 雑入	1,086
	歳入	合 計	51,932
歳 出		項 目	金 額
1	農林水産業費		51,932 千円
		1 水産業費	51,932
	歳出	合 計	51,932

平成29年度沖繩県中央卸売市場事業特別会計予算

平成29年度沖繩県中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ390,578千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	使用料及び手数料		217,897 千円
	1	使用料	217,897
2	繰入金		98,690
	1	一般会計繰入金	98,690
3	繰越金		1
	1	繰越金	1
4	諸収入		73,990
	1	雑収入	73,990
歳 入 合 計			390,578
歳 出		項 目	金 額
1	中央卸売市場事業費		332,377 千円
	1	中央卸売市場事業費	332,377
2	公債費		58,201
	1	公債費	58,201
歳 出 合 計			390,578

平成29年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成29年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,786千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	786 千円
2	繰 越 金	1 繰 越 金	10,402
3	収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	4,598
歳 入 合 計			15,786
歳 出		項 目	金 額
1	農 林 水 産 業 費	1 林 業 費	15,786 千円
歳 出 合 計			15,786

平成29年度沖繩県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業
特別会計予算

平成29年度沖繩県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,738,681千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	財 産 收 入		705,238 千円
		1 財 産 運 用 收 入	41,767
		2 財 産 売 払 收 入	663,471
2	繰 越 金		1
		1 繰 越 金	1
3	諸 収 入		42
		1 雑 入	42
4	県 債		1,033,400
		1 県 債	1,033,400
	歳 入 合 計		1,738,681
歳 出		項 目	金 額
1	商 工 費		92,417 千円
		1 工 鉱 業 費	92,417
2	公 債 費		1,646,264
		1 公 債 費	1,646,264
	歳 出 合 計		1,738,681

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中 城 湾 港 (新 港 地 区) 臨 海 部 土 地 造 成 事 業	千円 157,600	(借入方法) 証書借入又は証券 券発行による。証 券発行価格が額面 金額を下回ると きは、その発行 差額をうめるた め必要な金額を これに加算した 金額とすることが ができる。 (借入時期) 平成29年度。た だし、事業その 他の都合により、 その一部又は全 部を後年度に繰 り延べて起債す ることができる。	年5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	償還期間は、据置期間を含め30年 以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等 等による。 ただし、財政の都合により、据置 期間中であっても繰上償還し、償 還年限を変更し、又は借り換える ことができる。
合 計	157,600			

平成29年度沖縄県直野湾整備事業特別会計予算

平成29年度沖縄県直野湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ607,283千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によ
る。

(地方債)

第 2 条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことがで
きる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方
債」による。

第1表 歳入歳出予算			
歳入	款	項	金額
1	使用料及び手数料		158,076 千円
2	繰入金	1 使用料	158,076
		1 一般会計繰入金	115,507
3	県債		333,700
		1 県債	333,700
	歳入	合計	607,283
歳出	款	項	金額
1	土木費		95,507 千円
		1 港湾費	95,507
2	公債費		511,776
		1 公債費	511,776
	歳出	合計	607,283

第2表 地方債				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
宜野湾港施設整備事業	千円 141,400	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ。 (借入時期) 平成29年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	141,400			

平成29年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区
特別会計予算

平成29年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ584,254千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	使用料及び手数料		346,180 千円
		1 使用料	346,180
2	繰越金		1
		1 繰越金	1
3	収入		120,873
		1 延滞金、加算金及び過料	1
		2 雑入	120,872
4	借債		117,200
		1 県債	117,200
歳 入 合 計			584,254
歳 出		項 目	金 額
1	商工費		429,661 千円
		1 商業費	429,661
2	公債費		154,593
		1 公債費	154,593
歳 出 合 計			584,254

平成29年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

平成29年度沖縄県産業振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ372,693千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項	金 額
款	入		千円
1 財 産 收 入	1 財 産 運 用 收 入		119,501
2 繰 入 金			119,501
	1 基 金 繰 入 金		234,322
3 繰 越 金			234,322
	1 繰 越 金		18,870
歳 入 合 計			18,870
			372,693
歳 出		項	金 額
款	費		千円
1 産 業 振 興 費	1 産 業 振 興 費		372,693
歳 出 合 計			372,693

平成29年度沖繩県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

平成29年度沖繩県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ514,791千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	使用料及び手数料		109,453 千円
		1 使用料	109,453
2	繰入金		363,331
		1 一般会計繰入金	363,331
3	繰越金		27,693
		1 繰越金	27,693
4	諸収入		14
		1 雑収入	14
5	県債		14,300
		1 県債	14,300
歳 入 合 計			514,791
歳 出		項 目	金 額
1	土木費		309,154 千円
		1 港湾費	309,154
2	公債費		205,637
		1 公債費	205,637
歳 出 合 計			514,791

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1	使用料及び手数料		26,172 千円
		1 使 用 料	26,172
2	繰 入 金		198
		1 一 般 会 計 繰 入 金	198
3	繰 越 金		5,743,433
		1 繰 越 金	5,743,433
	歳 入 合 計		5,769,803

歳 出	款	項	金 額
1	土 木 費		231,523 千円
		1 港 湾 費	231,523
2	公 債 費		5,538,280
		1 公 債 費	5,538,280
	歳 出 合 計		5,769,803

平成29年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

平成29年度沖縄県駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ75,013千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項	金 額
1 諸	收 入		75,013 千円
		1 雑 入	75,013
歳 入 合 計			75,013
歳 出		項	金 額
1 土	木 費		22,990 千円
		1 道 路 橋 り よ う 費	22,990
2 公	債 費		52,023
		1 公 債 費	52,023
歳 出 合 計			75,013

平成29年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業
特別会計予算

平成29年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ605,452千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成29年度沖縄県公債管理特別会計予算

平成29年度沖縄県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93,070,641千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1	繰入金	繰入金	74,970,641 千円
		1 一般会計繰入金	74,970,641
2	県債	県債	18,100,000
		1 県債	18,100,000
歳入		合計	93,070,641
歳出		項	金額
1	公債費	公債費	93,070,641 千円
		1 公債費	93,070,641
歳出		合計	93,070,641

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 18,100,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ。	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め25年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	18,100,000			

平成29年度沖縄県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度沖縄県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数 2,188 床
- (2) 年間患者数 1,546,767 人
- 入院 713,913
- 外来 832,854
- 病 院 773,538
- 診療所 59,316
- (3) 一日平均患者数
- 入院 1,956 人
- 外来 3,427
- 病 院 3,183
- 診療所 244

(4) 主要な建設改良事業

新八重山病院施設整備事業 6,967,045 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	支 出
第1款 病院事業収益	59,524,699 千円	
第1項 医業収益	52,131,190	
第2項 医業外収益	7,334,762	
第3項 特別利益	58,747	
第1款 病院事業費用		59,129,739 千円
第1項 医業費用		58,111,078
第2項 医業外費用		819,427

第3項 特別損失	189,234
第4項 予備費	10,000
(資本的収入及び支出)	
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,717,571千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)	
収 入	
第1款 資本的収入	10,421,632千円
第1項 企業債	7,254,000
第2項 他会計負担金	1,569,694
第3項 国庫補助金	1,597,938
支 出	
第1款 資本的支出	12,139,203千円
第1項 建設改良費	9,023,771
第2項 企業債償還金	2,515,427
第3項 他会計借入金償還金	600,000
第4項 無形固定資産	1
第5項 国庫補助返還金	1
(企業債)	

- 第5条** 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
- 1 起債の目的 県立病院及び附属診療所の施設整備、資産購入
 - 2 限度額 7,254,000千円
 - 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
借入時期は、平成29年度中とする。ただし、事業その他の都合により、起債額の一部又は全部を翌年度に繰り延べ借り入れることができる。
 - 4 利率 年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
 - 5 償還の方法 据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等等にて償還する。
ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
- (一時借入金)
- 第6条** 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における医薬費用、医薬外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、無形固定資産及び国庫補助返還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 34,130,756千円
(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,788,752千円である。
(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、11,459,248千円と定める。
(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1	取得する資産	種類	名称	数量
		器械備品	コンピューター断層撮影装置	1
		器械備品	電子カルテシステム	1

平成29年度沖繩県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度沖繩県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

給水対象	那覇市ほか22市町村及び1企業団
(1) 給水対象	153,354 千㎡
(2) 当年度総給水量	420 千㎡
(3) 一日平均給水量	9,976,250 千円
(4) 主要な建設改良事業	5,822,133
イ 導送取水施設整備事業	2,725,365
ロ 北谷浄水場施設整備事業	1,428,752
ハ 水道広域化施設整備事業	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		支出	
第1款 水道事業	収益	30,089,054 千円	
第1項 営業	収益	17,009,660	
第2項 営業	外収益	12,982,126	
第3項 特別	利益	97,268	
支			
第1款 水道事業	費用	30,037,614 千円	
第1項 営業	費用	28,238,278	
第2項 営業	外費用	1,719,793	
第3項 特別	損失	74,543	
第4項 予備	費用	5,000	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,985,198千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額243,904千円、過年度分損益勘定留保資金3,500,603千円及び減債積立金1,240,691千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	12,048,096 千円
第1項 企業債	2,600,000
第2項 国庫補助金	8,981,413
第3項 他会計補助金	430,283
第4項 固定資産売却代金	36,400

支出

第1款 資本的支出	17,033,294 千円
第1項 建設改良費	12,778,961
第2項 企業債償還金	4,218,581
第3項 国庫補助金返還金	35,752

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができざる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水道広域化施設整備事業	平成30年度	2,422,905 千円
北谷浄水場施設整備事業	平成30年度	2,383,724 千円
名護浄水場施設整備事業	平成30年度	531,092 千円
導送取水施設整備事業	平成30年度	245,916 千円
海水淡水化センター	平成30年度から	360,353 千円
運転管理業務委託事業	平成34年度まで	
栗国島等水道施設	平成30年度から	135,574 千円
運転管理業務委託事業	平成34年度まで	

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 起債の目的 取水、貯水、導水、浄水、送水施設整備事業
- 限度額 2,600,000千円
- 起債の方法 証書借入又は証券発行
- 利率 年5%以内
- 償還の方法 償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業償還金及び国庫補助金返還金相互間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

- (1) 職員給与費 2,283,408 千円
- (2) 交際費 150 千円
(他会計からの補助金)

第10条 臨時財政特例債等の償還に要する経費等に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、582,314千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成29年度沖縄県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度沖縄県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 給 水 対 象 | 99事業所 |
| (2) 当 年 度 総 給 水 量 | 7,693 千 ³ m |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 21 千 ³ m |
| (4) 主要な建設改良事業 | 70,079 千円 |
| イ 久志浄水場施設整備事業 | 37,130 |
| ロ 導水施設整備事業 | 32,949 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- | | |
|---------------|------------|
| 第1款 工業用水道事業収益 | 694,816 千円 |
| 第1項 営業収益 | 301,630 |
| 第2項 営業外収益 | 393,185 |
| 第3項 特別利益 | 1 |

支 出

- | | |
|---------------|------------|
| 第1款 工業用水道事業費用 | 694,732 千円 |
| 第1項 営業費用 | 677,222 |
| 第2項 営業外費用 | 17,009 |
| 第3項 特別損失 | 1 |
| 第4項 予備費 | 500 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に不足する額15,451千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,036千円及び減価償立金14,415千円で補てんするものとする。）。

収 入	入
第1款 資 本 的 収 入	113,424 千円
第1項 国 庫 補 助 金	47,357
第2項 他 会 計 補 助 金	16,092
第3項 投 資 償 還 金	49,975
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	128,875 千円
第1項 建 設 改 良 費	81,154
第2項 企 業 債 償 還 金	47,720
第3項 国 庫 補 助 金 返 還 金 (債務負担行為)	1
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。	
事 項	限 度 額
導 水 施 設 整 備 事 業	3,857 千円
(一時借入金)	
第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。	
(予定支出の各項の経費の金額の流用)	
第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。	
(1) 工業用水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用	
(2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金相互間の流用 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)	
第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。	
(1) 職員給与費	37,272 千円
(他会計からの補助金)	
第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、75,400千円である。	

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 文進印刷株式会社
〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4